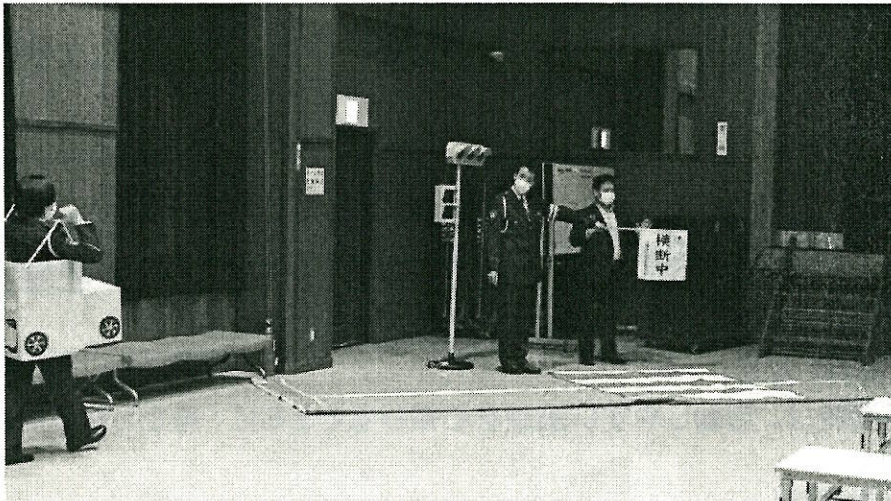
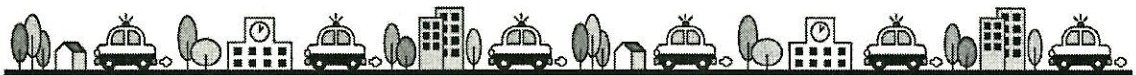


令和4年度

子供の誘導要領



交通部交通総務課



交通安全推進隊員の位置付け

活動の目的

交通頻繁な道路において、横断者（歩行者・自転車）の交通誘導や合図等を行うことにより、横断者の安全を確保し、交通事故の発生を防止することが目的です。

交通誘導の法的根拠

道路交通法第14条第4項、第5項には、

「児童又は幼児が通学（園）する際や、高齢の歩行者、身体に障害のある歩行者等が道路を横断しようとしている場所に居合わせた者は、誘導、合図等を行い安全に道路を横断することができるように努めなければならない。」

と規定されており、同条を隊員が行う誘導、合図の法的根拠としています。

交通規制の権限までではありません

隊員の皆さんには、警察官に認められている『交通規制』の権限がないことから、あくまでも協力を求める『誘導』という姿勢での活動となります。

（例）：信号機が設置されている場合には、信号機の表示に反する交通誘導（合図）を行わないよう注意しましょう。

横断旗は、交通を規制するためのものではなく、ドライバーに対して横断者の存在を知らせるためのものと考えてください。

交通安全推進隊員の活動

活動の心得

1 端正な身だしなみ

街頭活動時は、活動しやすい服装を心掛けるとともに、身だしなみについても注意しましょう。

2 丁寧な言葉遣い

市民と接する際は、丁寧な言葉遣いを心掛け、トラブルの原因となる不用意な言動は避けましょう。

3 模範的な行動の実践

交通ルールを守ることはもちろんのこと、交通安全推進隊員（以下「隊員」という）として、普段から模範的な行動となるよう心掛けましょう。

4 交通事故の場合の措置

活動中、交通事故に遭遇した場合は、負傷者の救護（119通報）、警察への通報、現場における交通誘導を行います。また、事故を起こした車両又は運転手が現場から

逃走したような場合は、慌てずに、ナンバー、車種、塗色、運転者の人相着衣及び同乗者の有無などを手帳等に記録するなどし、110番通報を行いましょう。

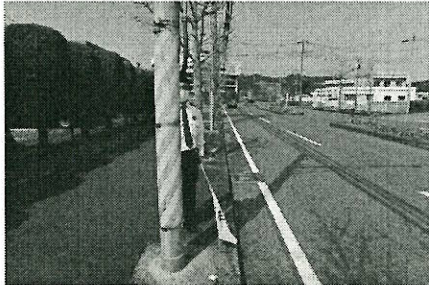
5 受傷事故防止

街頭活動を行う場合には、自らが交通事故の当事者とならないよう活動開始前に退避可能なスペースの有無を確認し、活動中も受傷事故防止に配慮しましょう。

誘導の実施要領

その1 安全な配置場所を選びましょう

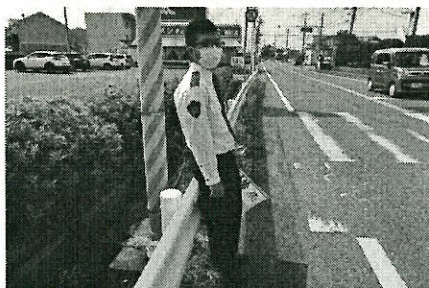
配置場所を選ぶときは、御自身の安全・子供たちの安全・他の交通の妨げとならないことを考慮しましょう。



① 物陰を避ける

電柱や看板、樹木などの物陰に配置すると、みなさんから車の動きが見えにくくなるばかりか、接近してくるドライバーからも合図が見えにくくなります。

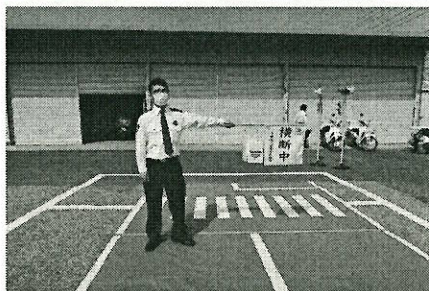
お互い見えやすい場所を選定しましょう。



② 逃げ場のない場所を避ける

この画像は、路側帯が狭いうえに、背後にガードレールと溝があり、逃げ場がありません。

「もし大型車がはみ出してきたら？」などと危険予測し、万が一のときに避難できる場所を選定しましょう。



③ 配置は歩道(路側帯)の中で！車道にはなるべく出ない 交通事故は、「横断歩道」や「横断歩道付近」で多発していることから、『止まってくれない車もいる』ことを危険予測し、車道にはなるべく出ないようにしましょう。

交差点の中心に立って車を規制する方、交差点の入口に立って車を待ち構えている方がまれにいます。

このような配置は大変危険です。

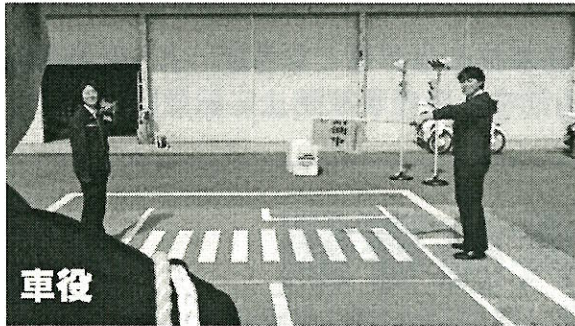
その2 効果的な配置とは？

時間帯や天候などによって交通状況・路面状況が変わるときがあります。

活動に当たる際は、子供が歩く方向・交通の流れ・交通量・路面状況・逆光など、配置場所の状況を把握してから開始しましょう。

※特に冬季は、路面が凍結している場所はないか確認しましょう。

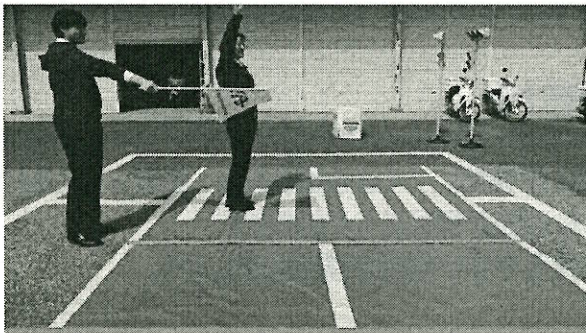
① 子供が「横断しようとするところ」に配置しましょう



車役



※反対側に配置すると合図を知らせにくくなり、子供に危険が迫った際に守りにくくなります。



※横断しようとする側に配置すれば、合図をやすく、突発時に子供を守りやすくなります。

② 「子供と車の間」に立つことを意識しましょう

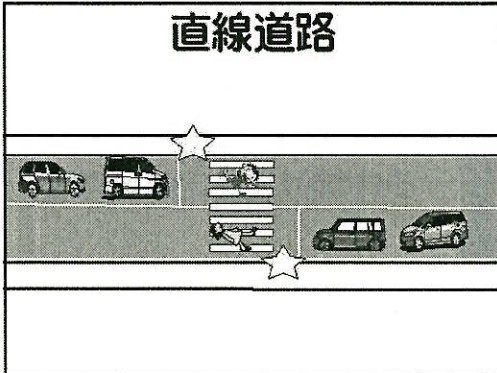


※このような場合、みなさんが子供の陰になってしまい、ドライバーが合図を見落としたり、みなさんが車を見落とす危険性があります。



この位置なら、お互い見えやすく、子供を守りやすくなります。

② 直線道路の場合

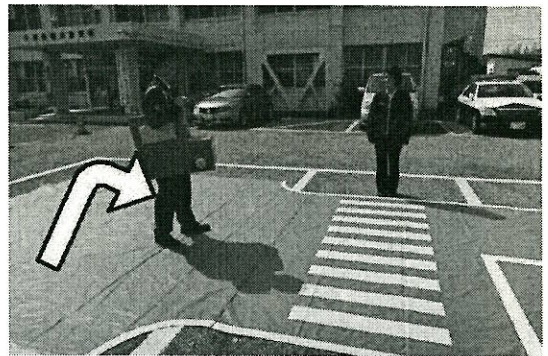
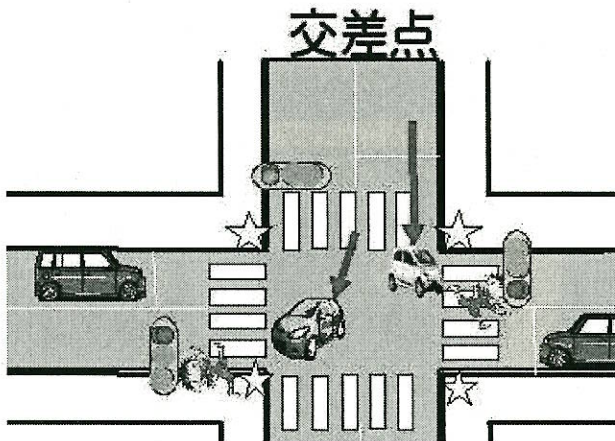


※道路を横断する際、車はまず右側から進行してきます。



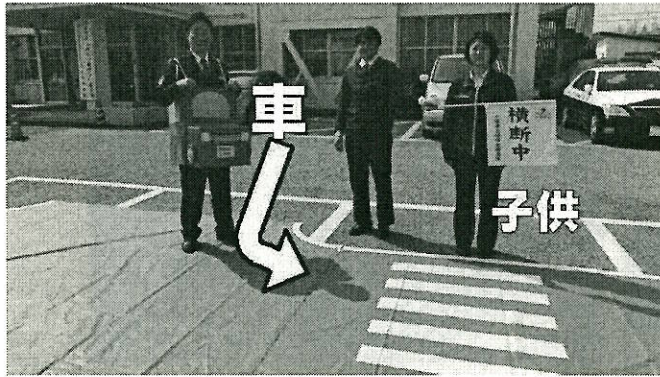
「子供が横断しようとするところ」
「右側から来る車と子供の間」
を考慮すると、直線道路ではこのような配置となります。

③ 交差点の場合



※交差点は、直線道路と違い、信号機の有無、交差点の形状によって車が来る方向やタイミングが変わります。

画像のように、子供が横断をするとき、左右だけでなく、前後からも車が来ます。



※配置の考え方は、直線道路と同じです。

※第一優先は「子供が横断しようとするところ」で、第二優先は「右から来る車と子供の間」に立つ考え方です。

その3 横断旗の活用例

横断旗の活用について、「必ずこのように旗を振りなさい。」という法令はありませんが、十人十色の合図をすれば、ドライバーが誤認し交通事故が発生するおそれがあります。また、過去の事故事例などから改良を重ね、現在の活用例に至っております。

① 大まかな合図の流れ



横断歩道がある場合は、歩行者優先ですが、「止まってくれない車」との交通事故を防ぐため、車が停止するなど安全が確認できるまで、車の方にはではなく、子供の方に旗を出します。

② 信号機に合わせた活用例



子供側に左手で旗を出して、子供が車道に出ないようにします。



旗を右手に持ち替え、車側に出す準備です。まだ車が来るかもしれません、安易に旗を車側に出さないでください。



まだ赤色です！右手は車側に、左手は子供側に出します。



(信号無視車両が来ないか？)左右の安全を確認してから子供を横断させます。



旗を左手に持ち替えて、子供側に出しましょう。



左手は子供側に、右手は車側に出します。



左手は子供側に出したまま、車側に出していた右手を下げます。

※信号機に合わせて、このくり返しとなります。

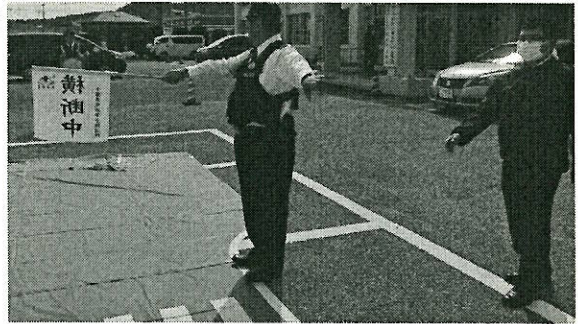
③ 信号機のない場所での活用例

1



子供の横断中は、右手で旗を車側に出します。子供だけを見ないで、車や自転車が来ないか？周囲を注意します。

2



接近してくる車両を認めたら、無理に車を止めようとせず、子供側に旗を出しましょう。

3



左手に旗を持ち替えて、子供側に出します。空いた右手は、車に対する注意喚起に使います。

4



なぜ車ではなく子供側に旗を出すかというと、万が一、車が止まらなかった場合を想定しているからです。

5



無理に車を停止させようとすると、みなさんが交通事故に遭うかもしれません。
子供とご自身の命を最優先にする考え方で誘導をお願いします。

6



車が停止してくれた場合は、お礼をして、旗を右手に持ち替えます。

7



旗を車側、空いた左手を子供側に出して安全確認を忘れずに。

8



後続車やバイクが追い越して来ないか？自転車がすり抜けて来ないか？注意しましょう。

9

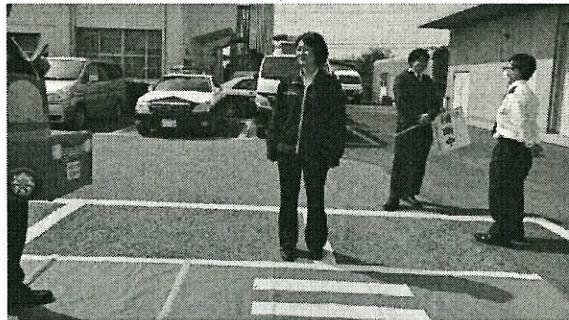


子供を横断させます。
子供を横断させ終わったら、旗を左手に持ち替えて、車を通します。

その4 活動時のコツ

① 複数で活動にあたる際は、任務分担・連携しましょう。

1



このように、1か所で固まったり、雑談に集中せず、子供の誘導に集中しましょう。

2



道路の両端に配置したり、声を掛け合うなど、任務分担・連携しましょう。

☆連携のコツ☆

誘導時の声かけは、長い指示は合図が遅れますので、「車来たよ。」「子供通すよ。」など、短い言葉を心掛けましょう。

また、誘導だけでなく、「後ろ、危ない!」「速い車!」など、各種事故防止のための声かけ・連携も心掛けましょう。

② 道路に正対して立ちましょう



このように、正対しましょう。



その理由は、首を少し曲げるだけで車側を確認することができるからです。



首を少し曲げるだけで、子供側と車側の両方を確認できます。



このように、子供側を向くと背後から来る車が見えなくなり、車側を向くと背後の子供が見えなくなります。

③ 旗を持っていない手を有効活用しましょう



旗を子供側から車側に切り替えたと
き、子供が誤って前に出ないように、旗を
持っていない手で抑えましょう。



子供に横断を促す際も、旗を持って
いない手を活用しましょう。

事故防止のポイント

車、バイク、自転車の中には、交通ルールを無視する者、みなさんの誘導に従わない者もいることを念頭において活動してください。

① 基本的には車道に出ない、歩道（路側帯）内で誘導する

1



御自身が車にはねられないよう、必要なとき以外は車道に出ず、歩道（路側帯）内から旗だけを車道に出してください。

2



車道にずっと出たままの方や、子供側を向いたまま誘導する方は危険です。

3



このように、前をよく見ていない車が背後から来て、誘導していた方がはねられる交通事故が過去に発生しています。

4



② 安全を確認してから旗を切り替える

1



旗を切り替える際は、
 ・車が来ていないか、いま切り替えても安全かどうか
 ・動かした旗が他の人に当たらないか
 よく確認しましょう。

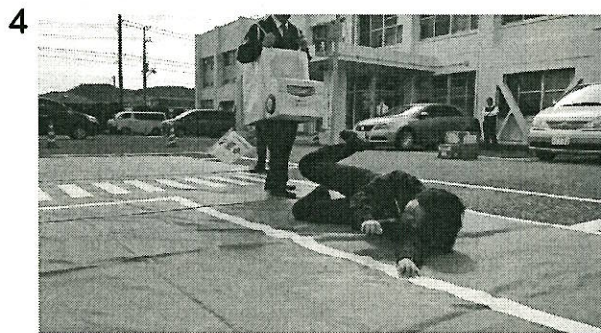
単に信号機の色に合わせて機械的に旗を切り替えていると・・・



車が、信号の変わり目で直進してきたことに気付かず・・・



歩行者用の信号機が青色に変わったため、旗を切り替えてしまい・・・



横断を開始した子供がはねられた交通事故が過去に発生しています。

子供は、目の前に出されていた旗が切り替わると、反射的に飛び出す場合があります。

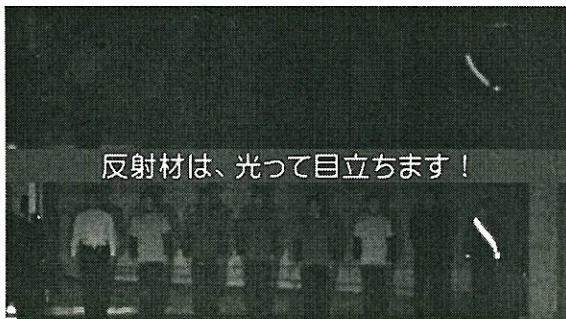
- ◎安全を確認してから旗を切り替える
- ◎旗を持っていない方の手を活用することを心掛けましょう。

③ 車を無理に止めない



止まってくれない車に注意しましょう。
この画像のように、車に対して、立ちふさがって止めようとする危険です。
また、車や自転車を旗でたたく行為も禁じられています。

④ 夜間の事故防止



早朝・夕方など、暗い場所で活動する場合は、街灯のある明るい場所や見通しが良い場所で活動し、運転手からの視認性の高い反射材(LEDライト)などを着用して事故防止に努めましょう。

明るい場所と暗い場所で、歩行者の見え方を比較した画像です。右端の者は、反射材(たすき、リストバンド)を身に付けており、一番目立っています。

⑤ 棒立ちで立たない



歩行者とぶつかり転倒する事故が発生しています。
車道に押し出される危険もあるため、周りの歩行者の動静をよく確認し、もしぶつかっても耐えられるようどちらかの足を半歩前に出して立ちましょう。

子供への声掛けのポイント

子供たちが、大人のいない場所でも自主的に安全な横断ができるよう、日頃から「左右の安全確認をしよう。」「手を上げよう。」など声を掛け、習慣づけさせましょう。

① 反復継続

飛び出しがちな子供や、安全確認を忘れがちな子供でも、みなさんが日頃からくり返し声掛けすることで、次第に安全な行動が身につきます。

② 声掛けは短く端的に

子供や車の行き交う活動現場では、子供に対して長時間指導する余裕がありませんので、声掛けはなるべく短い言葉でお願いします。

③ 言葉遣い

短く端的にといっても、「ちゃんと見ろ!」、「止まれ!」、「お前なにやってんだ!」など、子供や周囲の保護者を畏怖させないように気を付けましょう。

交通安全教室で指導している内容

① 『安全な場所を歩こう』

道路を歩くときは、歩道や白線があればその中を歩く。
車道しかなければ右側を歩く。車道の右側が危なければ左側を歩く。
より安全な場所を歩こうと指導しています。

② 『はしっこびったんこ』

横に広がり歩きの防止と、何かのはずみで歩道から車道に出ないように、「はしっこびったんこ(壁にびったんこ)」して歩こうと指導しています。

③ 『とまる・見る・待つ』

道路の横断だけに限らず、あらゆる場面を想定して「道路に出るときは、止まる」
左右の安全確認を徹底させるために「車が来ているかどうか、見る」
車の前に出ないように、「車が来ていたら、待つ」と指導しています。

④ 『手をあげて渡る』

横断開始前は、ドライバーに対する横断の意思表示のため。
手を上げるのは、自分の存在を知らせるため「手をあげて渡る」と指導しています。

⑤ 『キョロキョロしながら渡る』

横断している途中も左右の安全確認を徹底させるため、「車や自転車が来るよ、キョロキョロしながら渡りましょう。」と指導しています。

参考：おしらせ

飲酒運転の根絶

飲酒運転は悪質な犯罪です。いまだに多くのドライバーが飲酒運転で検挙されており、そのなかには高齢者も多数含まれています。

- お酒を飲んだら乗らない、飲むなら乗らない！
- 飲酒運転をしない・させない・許さない！

① 飲酒運転は厳罰

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはいけません。

◎酒酔い運転…5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数…35点

◎酒気帯び運転…3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数①呼気1リットル中0.25ミリグラム以上…25点

②呼気1リットル中0.15ミリグラム以上…13点



② 運転手以外も厳罰

(1) 車両等の提供禁止

◎罰則…(運転者が酒酔い運転をした場合)

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転をした場合)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



(2) 酒類の提供禁止

◎罰則…(運転者が酒酔い運転をした場合)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転をした場合)

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



(3) 同乗の禁止

◎罰則…(運転者が酒酔い運転をした場合)

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(運転者が酒気帯び運転をした場合)

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



③ 飲酒運転の情報提供

飲酒運転は犯罪です。

飲酒運転している者等の情報提供をお願いします。

みんなで飲酒運転を根絶しましょう！

飲酒運転の情報提供は、千葉県警のホームページで！→→→



ゼブラストップ活動

横断歩道横断中の歩行者保護を目的とした広報啓発活動として、「ゼブラ・ストップ活動」を

推進しています。

- ゼブラの「ゼ」・・・前方
前方をよく見て運転、横断歩道に十分注意
- ゼブラの「ブ」・・・ブレーキ
横断歩道の手前では、ブレーキ操作で安全確認
- ゼブラの「ラ」・・・ライト
横断歩道でも3(サン)・ライトで交通事故防止



横断中や横断しようとしている人がいたら、横断歩道手前でストップ！

ゼブラの「ラ」・・・3(サン)・ライト運動

夜間等に発生しやすい歩行者の道路横断中の事故を抑止するため推進しています。

- ①ライト(前照灯)
早めのライト点灯・ハイビームのこまめな切り替え
- ②ライト・アップ(目立つ)
反射材、LEDライト等の活用
- ③ライト(右)
右からの横断者にも注意



※国産車のロービームは、対向車をまぶしくさせないため、右側の照射範囲が狭くなっています。そのため、右側から出てくる歩行者等の発見が遅れがちになります。

※夜間は、基本的にはハイビームで走行し、対向車と行き違う場合など、他の車両の交通を妨げるおそれのあるときはロービームにするなど、こまめに切り替えましょう。

キラリアップ☆ちば

千葉県警察では、キラリアップ☆ちば(反射材 つけて輝く その笑顔)というキャッチフレーズで、夜間は反射材やLEDライトの着用を歩行者に推奨しております。

- キラリの「キ」は、危険を回避
- キラリの「ラ」は、ライトアップ
- キラリの「リ」は、リフレクターやLEDライト
- キラリアップ☆ちばで、
反射材の着用率アップ！



※ホームセンターやスポーツ用品店、インターネット通販で購入できます。